

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十九年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社介 護和愛	香芝市穴虫一三 五二―二	放課後等デ イサービス 和愛	橿原市久米町 六三〇―一 コスモ橿原神 宮前二〇一号 室及び五〇七 号室	放課後等デ イサービス	平成二十 九年八月 三十一日
株式会社日 建	大阪市中央区農 人橋一丁目一番 七号	療育ステー ションCO LORS palette	生駒市小明町 四四五―一	放課後等デ イサービス 児童発達支 援	平成二十 九年八月 三十一日